

大田区に住民登録のある方へ



赤ちゃん(4か月健診受診日まで)と保護者を応援します

大田区養育支援家庭訪問事業 「ゆりかご」利用のしおり



★支援内容

※支援員(地域の民生委員児童委員、ファミリーサポートの提供会員等)が自宅を訪問し、保護者の補助を行います。保護者の目の届かない場所での補助はできません。

◇沐浴・授乳の補助等

◇保護者や子ども(兄弟も含む)の通院・健診同行

兄弟の通院・健診同行の場合は、保護者と赤ちゃんも同行する場合のみ

◇赤ちゃんのためのお出かけ同行

例) 児童館、子育てひろば、地域での買い物、地域の公園までのお散歩など

自宅周辺のお出かけをすることで、保護者と赤ちゃんの地域デビューを支援します。

◇簡易な育児相談

体重の増え方や母乳のことなど、専門的な相談は地域健康課にご相談ください。



★利用できる方

大田区にお住まいの出生～4か月健診受診日までの赤ちゃんのいる保護者で、次に該当する方

①育児の相談や支援が受けたい方

②他に育児の援助者がいない方

※原則として、地域健康課あての出生通知書(はがき)をだして、『すこやか赤ちゃん訪問』を先に受けてください。

★利用時間・利用料金

・午前8時～午後6時 土曜・日曜・祝日・12/29～1/3(年末年始)を除く

・赤ちゃん1人につき、4か月健診受診日までに

合計6時間(※)無料でご利用できます。

※利用日ごとに時間の端数を切り上げます

★申し込みについて

下記「お問い合わせ先」に電話でお問い合わせください。
原則土曜・日曜・祝日・年末年始を除く5日前までです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、病院や児童館によっては保護者以外の方の同行をお断りしている場合がございます。お手数をおかけしますが同行可能かご確認のうえお申し込みください。

★お問い合わせ先

大田区子ども家庭支援センター大森 相談調整担当

〒143-0016 大田区大森北4-16-5

TEL (6410) 8551 FAX (3763) 0199

利用例)

1日目…沐浴・授乳の補助等

9:00～10:45(1時間45分) ※端数切り上げ

→2時間分

2日目…通院・健診同行

9:00～12:15(3時間15分)

→4時間分

合計6時間分のご利用となります。

1時間45分+3時間15分=5時間ではありません。

★この事業内容は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。令和5年4月1日以降はお問い合わせください。

「ゆりかご」利用の流れと 注意事項

1 申し込み

- 子ども家庭支援センターに希望する支援内容と日時をお伝えください。通院や健診の同行の場合は、予約（予定）日時をお伝えください。
- **申し込みは利用希望日の土曜・日曜・祝日・年末年始を除く5日前まで**です。支援員が見つからない場合は、日程等を相談調整させていただく場合があります。
- 事情をお伺いして、利用可能な方であれば、『大田区養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」利用申請書』を郵送しますので、ご提出ください。（来所・郵便）原則として、『すこやか赤ちゃん訪問』を先に受けてください。

2 支援員を区がお探します。支援員が決まりましたら区から電話でご連絡いたします。

3『「ゆりかご」利用承認決定通知書』が郵送されます

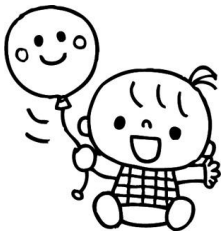
- 申請書をご提出後、『大田区養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」利用承認決定通知書』が郵送されます。ご利用と前後する場合があります。
- ご利用日前日までに、支援員から電話が入ります。日時と支援内容の確認をしてから、支援員が伺います。

4 ご利用

【ご利用にあたっての注意事項】

- 1 「通院・健診同行、赤ちゃんのためのお出かけ同行」の場合、往復交通費は、支援員の分も含めて利用者負担です。**支援員がご自宅にお伺いし、帰宅するまで同行します。**現地や駅等での待ち合わせや、途中で終了することはできません。
- 2 「通院・健診同行、赤ちゃんのためのお出かけ同行」の際の時間オーバー分は、利用者負担となります。（6時間の利用時間を越えた場合に、1時間単位で千円をお支払いいただきます。）
- 3 1・2の利用者負担金については、支援員が提示する『大田区養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」活動報告書』で確認し、支援員にお支払いください。
- 4 利用時間は合計6時間です。「沐浴・授乳の補助等、簡易な育児相談」は1日あたり2時間、「通院・健診同行、赤ちゃんのためのお出かけ同行」は1日あたり6時間のご利用を上限とします。
- 5 利用時間の算定は、「沐浴・授乳の補助等、簡易な育児相談」は利用者宅での滞在時間、「通院・健診同行、赤ちゃんのためのお出かけ同行」は利用者宅を出たときから、利用者宅に帰宅するまでとします。
- 6 赤ちゃんと保護者への支援です。家事のお手伝いはできません。
- 7 支援員は補助的な立場で、保護者を支援します。保護者がいないところで赤ちゃんだけを看ることはできません。
- 8 赤ちゃんの4か月健診受診日まで利用できます。
- 9 利用日時や支援内容等に変更がありましたら、お早めにご連絡ください。

支援員は地域の民生委員児童委員、ファミリーサポートの提供会員等です。



5 活動報告書の押印

支援終了後、支援員が提示する『大田区養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」活動報告書』に確認印を押印してください。